

三条市障がい者の雇用促進と地方創生に関する包括連携協定書

三条市（以下「甲」という。）と株式会社スタートライン（以下「乙」という。）は、三条市における障がい者の雇用促進と地方創生に関する甲乙間の連携協力について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと相互に協力し、障がい者の就労機会の創出及び提供並びに地域福祉の向上に必要な環境整備を図り、もって、障がい者の雇用促進と地方創生を目指すことを目的とする。

（連携の範囲）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について、連携・協力するものとする。

(1) 地域福祉の向上に関すること

- 地域活動支援センターの設置及び運営を通じた創作的活動若しくは生産活動の機会又は地域交流機会の創出

(2) 就労機会を提供すること

- 企業誘致により障がい者を中心とした雇用の創出

(3) 障がいに対する理解の促進

- セミナー、講師派遣を通じた障がいに対する理解の促進

(4) 地方創生に関すること

- 地域おこし協力隊による新たな特産品の開発を通じた新たな障がい者の就労の場の創出と地方創生

(5) その他相互に連携協力することが必要と認められる事項に関すること

（連携の実施）

第3条 本協定に関わる連携の実施にあたり、連携協力推進会議を設置することができるものとする。また、具体的な取り決めが必要となる場合は、別途協議の上、覚書を締結するものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲乙いずれかから、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の3か月前までに、甲乙いずれかから更新しない旨の書面による意思表示がなされないときは、更に1年間有効とし、その後も同様とする。

（協定解除）

第6条 甲又は乙が有効期間の中途において解約を申し出た場合には、甲と乙は協議を行うものとする。この場合、合意が成立しないときは、甲又は乙は、相手方に対して1か月前までに書面で通知することにより、相手方に何ら責任を負うことなく、本協定を解除することができるものとする。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に書面により相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（疑義の決定）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙協議の上これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年2月21日

甲 新潟県三条市旭町二丁目3番1号  
三条市  
三条市長

滝沢 亮

乙 東京都三鷹市上連雀1丁目12番17号  
三鷹ビジネスパーク1号館3階  
株式会社スタートライン  
代表取締役

西村 賢治